

2026年5月21日

## 給付になった給付付き税額控除

～明確になった3つの方向性と課題～

経済調査部 首席エコノミスト 星野 卓也

(Tel: 050-5474-7497)

(要旨)

- 政府から「給付付き税額控除」の制度設計に向けた中間整理が公表。①低中所得者への支援、②「年収の壁」への対応、③「給付+税額控除」の制度設計ではなく「給付」に一本化、する方向性が示された。給付付き税額控除の名を冠しつつも、制度の実体は所得情報等を活用した所得連動型の現金給付に近づきつつある。
- 今回の制度で期待されていることの1つはきめ細やかな家計支援インフラの構築だ。「給付」のみでそれが実現できないわけではないが、所得との連動を丁寧に行う体制構築が課題だ。国と地方の役割分担含め、今後の具体的な制度、執行体制に関する議論の行方が注目される。

### 徐々に定まる給付付き税額控除の輪郭

20日に政府の社会保障国民会議から「中間とりまとめに向けた議論の整理（給付付き税額控除）」が示された。高市政権の肝入り政策である給付付き税額控除の方向性を示すものだ。

内容をまとめたものが図表1である。明確になっている方向性は①低中所得者への支援、②「年収の壁」への対応が念頭に置かれる形となった点である。①に関しては、生活保護から就労者への移行する際の負担率の上昇が大きく、低中所得者の税・社会保険料負担率が重いとの問題意識に根差したものである。図表2は国民会議でも示されている年収帯別のOECD統計を用いた日本の税・社会保障負担率（いわゆる翁カーブ）をOECD平均などと比較したものだ。日本を含めた多くの国では税・社会保障負担率は所得が上がるにつれて上昇する累進体系となっているが、日本はOECD平均に比べて低所得帯における負担率の上昇がシャープになっており、低中所得者の負担率が国際的にみても高いことがわかる。

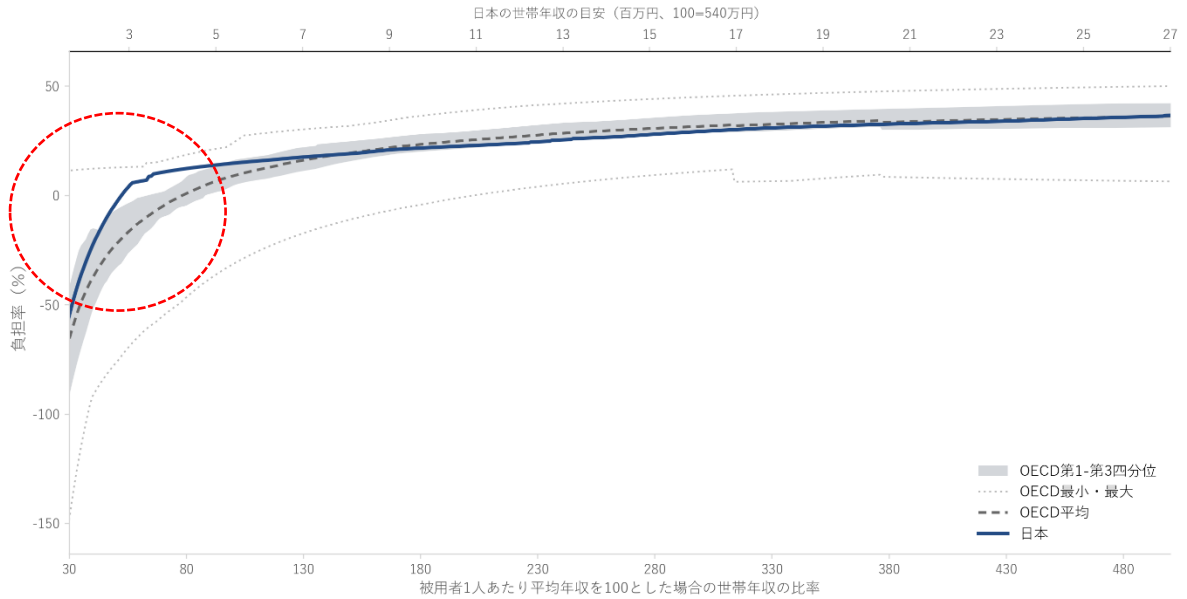
加えて、②：「年収の壁」の問題への対処も念頭に置かれた。社会保険料については一定所得を超えると突如定率がかかる仕組みとなっており、手取り収入の逆転に伴う就労インセンティブの阻害が生じる。近年は「年収の壁対策パッケージ」などのパッチワーク対応がとられてきたが、新たな制度は恒久的にこの問題に対処することが意図されている。給付対象とする範囲や子育て世帯への配慮、財源など複数の課題は残っているが、この2つの方向性は妥当だろう。

図表 1. 社会保障国民会議・中間整理の要点

論点	中間整理の要点	制度設計上の含意
基本的視座	税・社会保険料・給付を個別ではなく、家計の「純負担率」として総合的に捉える。	所得税・住民税・消費税・社会保険料・現金給付を一体で評価する必要がある。
政策目的	中低所得の現役勤労者の手取り増加と、「年収の壁」による働き控えの緩和。	<u>単なる低所得者給付ではなく、就労促進型の所得連動支援として位置づける。</u>
支援単位	原則として個人単位。所得把握や就労インセンティブの観点から個人ベースが適当。	配偶者が高所得の場合などは、公平性の観点から例外的に世帯要素を勘案する余地。
支援額の設計	所得に応じて、定額・逦増・定額・逦減・消失の形を想定。	所得増加時に急激な負担増が生じないように、なだらかな設計が必要。
対象所得	給与所得・事業所得に加え、多様な働き方を踏まえ、業務に係る雑所得も一定の条件の下で含める方向。	フリーランス等も含める一方、所得把握の精度向上が課題。
支援対象	中低所得の勤労世代が中心。単身者・自営業者も対象とする。	年齢で機械的に線引きせず、実質的な税・社会保険料負担を踏まえる考え方。
子育て世帯への配慮	低所得層での加算等が考えられる。一方、既存の子育て支援制度との重複を慎重に見る意見もある。	こどもの人数に応じた加算や、扶養人数に応じた所得上限の調整が選択肢。
財源	恒久制度とする場合、恒久財源が必要。赤字国債に依存しない議論が必要。	制度の趣旨に照らし、税・社会保険料を含めた負担調整にふさわしい財源検討が必要。
執行方式	<u>狭義の「税額控除+給付」より、給付に一本化の方が事務効率が高い。</u>	所得情報を活用した給付措置も、広義の給付付き税額控除として整理可能。
実施体制	国か地方かの二択ではなく、国と地方が役割分担して実施。	<u>国は全国共通インフラ、自治体は住民対応を担う方向で検討。</u>
デジタル基盤	マイナンバー、公金受取口座、税務情報等の活用が重要。	迅速給付・事務負担軽減のため、口座登録率向上や情報連携の強化が必要。
関連制度との関係	給付付き税額控除だけで社会保障課題を解決するものではない。	年金、生活保護、生活困窮者支援、被用者保険適用拡大、人的控除、医療・介護制度改革などとの連携・見直しが必要。

(出所) 内閣官房「中間とりまとめに向けた議論の整理 (給付付き税額控除)」(2026年5月20日)をもとに第一ライフ資産運用経済研究所作成。下線は筆者。

図表 2. 日本の子育て世帯における年収帯別税・社会保障負担率と国際比較



(注) 翁 (2026) に倣い、年齢は夫婦ともに 40 歳、子どもは 2 歳と 6 歳、第二稼ぎ手の労働時間は週 30 時間、賃金率を一人当たり平均に対し 35%で固定。OECD は 2024 年のデータのため、日本の児童手当の所得制限撤廃とそれに伴う「子ども・子育て支援制度」(社会保険料の増加) を当方で織り込んでいる。

(出所) OECD TaxBEN より第一生命経済研究所が作成。

### 給付になった給付付き税額控除

一点気になるのは、③制度の執行体制とインフラに関する部分である。当初想定されていた「税額控除と給付を組み合わせる」狭義の給付付き税額控除ではなく、実務上は「給付」に一本化する方向が明確になった。中間整理では税額控除と給付を組み合わせる方式は制度が複雑となり事務負担が重くなる一方、給付のみとすれば事務の効率化を図ることができる旨が示された。給付付き税額控除の名を冠しつつも、制度の実体は所得情報等を活用した所得連動型の現金給付に近づきつつある。

この方向転換自体は、早期実施や事務効率を重視すれば理解できる部分はある。複数の所得情報を把握し、税・社会保険料負担を勘案しながら、対象者に過不足なく支援を届けるには、複雑な税額控除方式よりも給付方式の方が現実的な面はある。しかし、今回の議論はコロナ期の 10 万円給付、繰り返された住民税非課税世帯 (ほとんどが高齢年金世帯) への給付を受けた問題意識に根差したものである。すなわち家計向け支援のインフラが不十分であるために粗い線引きでの家計向け支援しか行うことができない、という課題だ。家計向け支援を恒久的・機動的に行うための制度インフラを構築する観点で、税務情報を活用した形での新たな家計向け支援の形を作ることに大きな意義があった。

「給付」のみであっても、それが実現できないわけではない。中間整理でも、国と地方が協力して運営する方向が示され、全国一律のシステムや共通インフラは国が担い、住民との接点は地

---

方自治体を中心となる役割分担が想定されている。ただし、所得情報を活用して全国共通の基準で制度を設計し、恒久的な家計支援インフラとして発展させるのであれば、少なくとも基幹的な執行機能は国が担う方が自然であり、一貫した運営・執行は行いやすいと考えられる。地方自治体との役割分担をどう線引きするかは、今後の制度設計の焦点であり、この制度が真に「きめ細やかな家計向け支援のインフラ」となり得るかを測る試金石となる。

(参考文献)

翁 (2026) 「低所得の勤労層への支援の検討―日・主要4カ国比較と英米の支援制度の経験から得られる示唆―」 NIRA  
オピニオンペーパーNo. 89

以上